

## 議案第 11 号

専決処分の承認について（平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域  
連合一般会計補正予算（第 3 号））

平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

平成 26 年 11 月 6 日提出

広島県後期高齢者医療広域連合長 藏田 義雄

（提案理由）

平成 25 年度財政調整基金及び臨時特例基金の利子収入額の確定に伴い，基金利子積立金の歳出予算に不足が生じることとなった平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の補正について，地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので，同条第 3 項の規定により，この案を提出する。

専決処分第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年3月14日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、次の補正予算を別冊のとおり定める。

- 1 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）

平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第3号)

平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,877万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月14日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		276	20	296
	1 財産運用収入	276	20	296
歳入合計		1,028,757	20	1,028,777

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		283,617	20	283,637
	1 総務管理費	283,338	20	283,358
歳 出 合 計		1,028,757	20	1,028,777

平成25年度 広島県後期高齢者医療広域連合

一般会計 補正予算（第3号）説明書

1 総括  
(歳入)

### 補正歳入歳出予算事項別明細

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 財産収入	276	20	296
歳入合計	1,028,757	20	1,028,777

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	283,617	20	283,637	0	0	0	20
歳出合計	1,028,757	20	1,028,777	0	0	0	20

## 2 歳 入

(4款) 財産収入

(1項) 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子及び配当金	276	20	296	1 基金利子収入	20	財政調整基金の利子収入 55 臨時特例基金の利子収入 △35
計	276	20	296			

3 歳 出

(2款) 総務費

(1項) 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	283,338	20	283,358	0	0	0	20	25 積立金	20	0105財政管理事業	20
										◎ 積立金	20
										・ 財政調整基金利子 積立金	55
										・ 臨時特例基金利子 積立金	△35
計	283,338	20	283,358	0	0	0	20				